

【すこやか歳時記】

葉月の候



猛暑を乗り越える伝承の味は、P.D.C.A や柔軟な考え方など仕事のヒントになる味わいも。

今年は夏の土用の期間中に「丑の日」が二回巡ってきます。先月の7月24日が今年の「土用の丑の日」でしたが、今月8月5日は「土用の二の丑」となっています。二度目のチャンス到来です。もし先月「うなぎ」を食べ逃していたとしても、次のチャンスを狙えます。仕事も同様で一度くらい失敗したとしても、また次の好機を狙ってP.D.C.A.を重ねながら目的達成を目指したいものです。

ちなみに健康を願って丑の日に「うなぎ」を食べる風習は、「う」の付く食べ物が良いとされ「うどん」や「梅干し」「瓜」も挙げられ、黒いものが良いとも言われて「ぼた餅」「しじみ」などを食べる伝承もあります。「うなぎ」に固執しない柔軟な対応も仕事に役立つヒントになりそうです。

職場における熱中症対策

熱中症は労働者の健康と安全を脅かす重大な問題です。2023年の職場における熱中症の発生状況を見ると、4日以上休業した死傷者数は1,106人、そのうち死亡者数は31人となり、前年を上回る結果となりました。効果的な対策を講じることで、リスクを大幅に軽減できます。

主な対策ポイント

- 水分・塩分補給：定期的な水分摂取、塩分を含む飲料の提供
- 作業環境の管理：暑さ指数（WBGT）による暑さ指標の測定と適切な対応
- 休憩時間の設定：高温多湿時は短時間・頻繁な休憩を導入
- 教育と啓発：従業員への熱中症に関する知識の普及

これらの対策を総合的に実施することで、職場での熱中症リスクを低減し、安全で健康的な労働環境を維持することができます。



夏季休業期間：8月10日（土）～15日（木）

ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

日々是好日カレンダー

8月 AUGUST		
1 木	葉月・木染月・秋風月・月見月 ・八朔 ・水の日 ・肺の日 ・食品衛生月間 ・電気使用安全月間	
2 金	・金銀の日 ・博多人形の日 ・パンツの日 ・カレーうどんの日	
3 土	・司法書士の日 ・はちみつの日 ・ハモの日 ・ハサミの日	
4 日	・箬の日 ・橋の日 ・吊り橋の日 ・ピアホールの日	
5 月	・土用の二の丑 ・世界ビールデー ・タクシーの日 ・はんこの日	
6 火	・広島平和記念日 ・太陽熱発電の日 ・WWWの日 ・ハムの日	
7 水	・立秋 ・花の日 ・鼻の日 ・バナナの日 ・オクラの日	
8 木	・笑いの日 ・親孝行の日 ・屋根の日 ・洋食の日	
9 金	・長崎原爆の日 ・野球の日 ・薬草の日 ・駐車場の日	
10 土	・ホームヘルパーの日 ・バイトの日 ・帽子の日	夏季休業日
11 日	・山の日 ・スポーツ中継の日	
12 月	・振替休日 ・航空安全の日 ・太平洋横断記念日 ・配布の日	
13 火	・雇用保険被保険者資格取得届の提出 ・月遅れ盆迎え火	
14 水	・専売特許の日 ・国民皆泳の日	
15 木	・月遅れ盆 ・終戦記念日 ・刺身の日	
16 金	・月遅れ盆送り火	
17 土	・プロ野球ナイター記念日 ・パイナップルの日	
18 日	・高校野球記念日 ・米の日 ・ビーフンの日	
19 月	・俳句の日 ・バイクの日	
20 火	・交通信号設置記念日 ・NHK 創立記念日 ・蚊の日	
21 水	・献血記念日 ・噴水の日 ・女子大生の日 ・パーフェクトの日	
22 木	・処暑 ・チンチン電車の日	
23 金	・白虎隊の日 ・奴隷貿易とその廃止を記念する国際デー	
24 土	・愛酒の日 ・ラグビーの日 ・ボンペイ最後の日	
25 日	・川柳発祥の日 ・即席ラーメン記念日 ・道路防災週間（～8/31）	
26 月	・人権宣言記念日 ・ユースホステルの日 ・ナミビアの日	
27 火	・「男はつらいよ」の日	
28 水	・気象予報士の日 ・民放テレビ放送開始の日	
29 木	・文化財保護法施行記念日 ・ベルばらの日 ・焼肉の日	
30 金	・ヤミ金融ゼロの日 ・国際失踪者デー	
31 土	・二百十日 ・野菜の日	

《今月の特集①》雇用保険法改正による適用拡大等について

2024年5月に雇用保険適用拡大や教育訓練給付拡充などが盛りこまれた改正雇用保険法案が成立しました。内容について解説します。

はじめに

2024年5月に、下記の項目などを目的とした雇用保険の法改正案が可決されました。

- 多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築
- 「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大
- 教育訓練やり・スキリング支援の充実
- 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置

雇用保険適用拡大（2028年10月1日から）

雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間が「20時間以上」から「**10時間以上**」に変更され、適用対象が拡大されます。

また、この改正に伴い、被保険者期間の算定基準が現在の「賃金の支払の基礎となった日数が11日以上、又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある場合を1ヶ月とカウントする」基準も以下の通り半減します。

賃金の支払の基礎となった日数が**6日以上**、
又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が
40時間以上ある場合を1ヶ月とカウント。

自己都合離職者の給付制限の見直し（2025年4月1日から）

現在、自己都合で退職した場合には、いわゆる失業給付（基本手当）の給付を待機満了翌日から2ヶ月間（5年以内の自己都合離職が3回以上の場合は3ヶ月間）制限されます。

この制限期間を「給付制限」と言いますが、2025年4

月から**給付制限期間が原則1ヶ月間に短縮**※されます。さらに**離職期間中や離職日前1年以内に自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合には制限を解除**されます。

※注：5年間で3回以上の自己都合離職の場合の給付制限期間は引き続き3ヶ月

教育訓練給付の拡充（2024年10月1日から）

今年10月から、一定の被保険者期間を有する雇用保険被保険者が厚生労働大臣指定の教育訓練を受講した際に費用の一部が支給される「教育訓練給付金」の給付率の上限が受講費用の70%から80%に引き上げされます。

さらに、中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座を受講した際に支給される「専門実践教育訓練給付金」について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付に加えて、更に受講費用の10%（合計80%）が追加で支給されるなどの拡充も行われます。

教育訓練休暇給付金の創設（2025年10月1日から）

労働者が自発的に、教育訓練に専念するために仕事から離れる場合の訓練期間中の生活費を支援する目的で、賃金の一定割合を支給する「教育訓練休暇給付金」が創設されます。主な支給要件は、下記のとおりです。

- ①雇用保険被保険者であること
- ②教育訓練のための無給の休暇を取得すること
- ③被保険者期間が5年以上あること

給付の額については、いわゆる失業給付（基本手当）と同様の計算によることとされています。

《今の特集②》雇用保険の育児関連給付の創設等について

2025年4月から、共働き夫婦の育休並びに育児期の時短勤務に対する新たな雇用保険給付が創設されます。内容について解説します。

はじめに

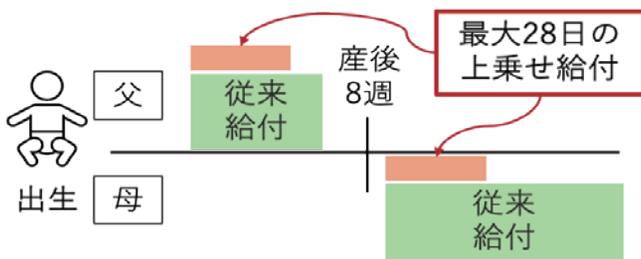
2024年6月に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が成立しました。こども未来戦略の「加速化プラン」の実現のため、子育てにかかる経済的支援が強化されます。以下、この法改正の一部として2025年4月から新たに創設される雇用保険の育児関連給付について解説します。



この給付の創設により、出産直後の男性育児休業取得がさらに後押しされることとなり、「こどもが生まれたらパパも2週間育休を取得する」などといった動きが一般的になるでしょう。

出生後休業支援給付（新設）

この給付は、子の出生直後の一定期間内に取得する育児休業に対して支給されるものです。具体的には、男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得する場合、被保険者の休業期間について28日間を限度に、休業開始前賃金の13%相当額が支給されます。



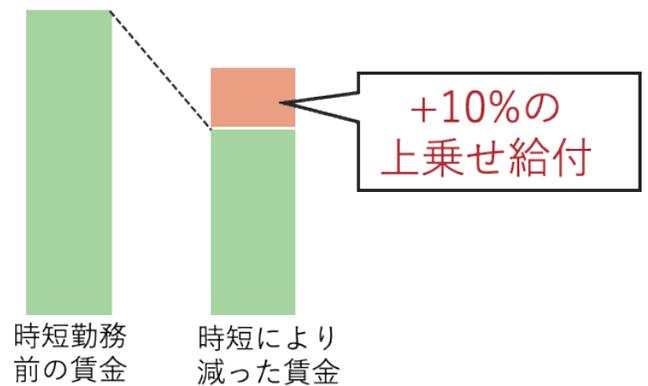
つまり、共働き夫婦が産後初期に2人とも育児休業を取得する※ことで、通常の育児休業給付(休業開始前賃金の67%)に13%上乗せして支給されます。

2つの給付合計は80%となり、当該最大28日について、育児休業にかかる社会保険料免除と合わせると実質的に休業前の手取り賃金相当が給付される計算になります。

※なお、配偶者が専業主婦(夫)の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得は求められません。

育児期時短就業給付

この給付は、雇用保険被保険者が2歳未満の子を養育するために時短勤務をした場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給するものです。



教育訓練休暇給付金の創設（2025年10月1日から）

つまり、時短勤務によって下がった賃金を一部補填することで、育児休業中の時短勤務を奨励するものでしょう。

通常の所定労働時間が8時間の場合、その10%は48分にあたりますので、イメージとしては「約1時間時短勤務をしても従前の手取り額が維持される」という状態になります。

この給付の創設により育児期間の時短勤務がさらに促進されるかは未知数ですが、「保育園送迎などのために少し早く帰る」などの使い方が想定されます。

福岡県の新規学卒者初任給、全体的に上昇傾向

令和6年(2024年)3月卒業の新規学卒者の初任給データが発表され、福岡県では全体的に上昇傾向が見られました。特に大学卒業者の初任給上昇が顕著であり、労働市場の活況を反映しています。

< 学歴別の初任給上昇率 >

大学卒業者の初任給上昇が最も目立ちました。男性は4.1%増の228,000円、女性は5.5%増の229,000円となり、男女間の賃金格差縮小の兆しが見られます。

高校卒業者も堅調な上昇を示し、男性は5.4%増の195,000円、女性は4.4%増の189,000円となりました。

< 産業別の動向 >

情報通信業が比較的高い上昇率となっており、大学卒男性で229,000円(前年比5.0%増)、女性で232,000円(前年比4.5%増)となっています。これはデジタル人材の需要増加を反映していると考えられます。

建設業も高くなっており、大学卒男性の初任給は235,000円(前年比4.9%増)となり、人手不足を背景とした賃金上昇が見られます。

< まとめ >

企業は人材確保のため、初任給の引き上げを進めていますが、今後は物価上昇や生産性向上とのバランスを取りながら賃金を検討する必要があります。

今後も、企業の採用意欲や経済情勢の変化に注目しながら、労働市場の動向を注視していく必要があるでしょう。

< 参考リンク >

福岡労働局

https://site.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/_120877.html

スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
白水 拓



主に労務コンサルを担当しています。日々起こりうる労務トラブルの防止や対策など職場でのお悩みが一つでも解決できると嬉しく思います。

Q 座右の銘はなんですか

A 深い川は静かに流れる

Q 趣味を教えてください

A ゴルフをしています。どなたかご一緒していただけるという方はお声掛けください！

Q 好きなスポーツを教えてください

A サッカーです。今は動けないので自分ではやってませんが、子供のサッカーを見に行くと自分の方が熱くなって嫌がられます…

当事務所でもDXの促進に取り組んでおりますが、これからはデジタルツールを取り入れていくことで労務トラブル防止にもつながると考えています。ぜひご相談ください。

当事務所について



労務ジャパン株式会社



福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所(新庁舎)の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》

〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8

TEL 092-734-2300

FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[8月版]
No.87

注意！観戦に熱中。感染症に熱中症。

先月26日から始まったパリ五輪は8月11日までの期間中に連日の熱戦が繰り広げられています。また8月28日から9月8日にかけてはパリ・パラリンピックが開催されます。その間には、今月ちょうど100周年を迎えた甲子園球場を舞台に夏の高校野球も開催。プロ野球やサッカーなども目が離せない試合が続き、スポーツ観戦に熱中してしまう夏になりそうです。暑い夏に熱くなれる楽しみでもあります。

しかし、観戦に熱中するあまり寝不足が続いたり、お酒を飲みすぎたりすると、免疫力の低下や体調不良などから感染症や熱中症のリスクが高まることも懸念されますので、健康管理には十分にご注意ください。もちろん飲酒運転は絶対に厳禁で、台風や豪雨などの災害対策もお忘れなく。



8月の
注意ポイント

- その① 寝不足や飲みすぎに注意して体調管理を！！
- その② 感染症や熱中症対策も引き続き徹底を！！
- その③ 台風や豪雨など災害対策も抜かりなく！！